

2014年3月10日

各位

会社名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

### 行政訴訟の経過（控訴審での勝訴）に関するお知らせ

2013年12月16日にご報告させていただいておりました行政訴訟の経過につきまして、当社株主のA. P. F. ホールディングス株式会社の主張が一部認められ領置処分取消しとなっていた行政訴訟について、国側がこの判決を不服として控訴をしておりましたが、この度、当該控訴審におきましても、A. P. F. ホールディングス株式会社の主張が認められ、国側の行った控訴は棄却されましたのでお知らせいたします。

行政訴訟は、原告である民間の法人個人にとって、国と争うために一般的に勝訴が非常に難しい訴訟です。その中で、引き続き控訴審においても勝訴判決が下されたことは、証券取引等監視委員会（以下、「監視委」といいます。）の領置手続きが如何に不当であったのかということ、並びに、当社等のこれまでの主張が正当であったことを表すものとして歓迎しております。

当社等としましては、このような判決をいただいた結果、当社の合法性、当社等の主張の正当性への確信がさらに深まるものとなったと考えております。

今後、国（被告）側は、同判決を不服として最高裁判所に上告をしてくることも想定されますが、A. P. F. ホールディングス株式会社からは、監視委の人権と法をないがしろにした違法な調査を正当化しようとする行為を断じて許す事はできず、自身の潔白や信頼回復のみならず、ご迷惑とご心配をおかけしております関係者の皆様の為にも、今後も全力で対応していくとのコメントをいただいております。

記

#### 1. 判決

1. 本件控訴を棄却する。
2. 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 2. 控訴の内容

控訴人	国
処分行政庁	証券取引等監視委員会、証券取引特別調査官
判決日	平成 26 年 3 月 5 日
裁判所	東京高等裁判所
控訴内容	処分行政庁が実施した調査について、領置処分を取消した第 1 審判決の取消し等。

## 3. 今後の見通し

本件控訴審の判決につきましては、当社の株主に関する事案でありますので、当社の業績への影響はございません。

しかしながら、第 1 審に引き続き下された本件判決の内容は、監視委の行なった調査が違法性を伴ったものであったことが、益々証明されたことに他なりません。

当社に対しましても、当該調査が行なわれてから既に 3 年半以上が経過しておりますが、監視委による告発はおろか、調査協力に関する連絡など一切ない状態が続き、課徴金に関する除斥期間が経過しております。これによっても当社の 2008 年 6 月に行なった増資が適法であったことはより一層明白になっているものと考えております。

今後は、これらの調査により被った当社の損害や信頼の回復の為に、平成 25 年 6 月 6 日付で提起いたしました国家賠償請求訴訟を通じ、当社の正当性を証明し、日本の証券市場の正常化を目指していく所存です。(国家賠償請求につきましては、次の URL をご確認ください。)

<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20130606.pdf>

当社は引き続き本業に邁進し、中期経営計画実現することで企業価値向上を目指して参りますので、何卒ご理解とご支援いただけますようお願い申し上げます。

以上